

様式第6号（第17条）

会 議 録

会議の名称		2025年 第12回 春日部市農業委員会総会			
開催日時		令和7年12月25日（木）		開 会	午前10時00分
				閉 会	午前11時19分
開催場所		春日部市役所コミュニティ棟 ひだまりホール			
議長氏名		会長 市川 大倫			
出席者	農業委員	（ 出席人数：19人 ）			
		1	川鍋 浩之	10	岡田 實
		2	飯島 優子	11	新井 久義
		3	齋藤 昭雄	12	加藤 富夫
		4	山崎 勇喜	13	池上 茂
		5	中山 雅博	14	森本 恒平
		6	岡本 勉	15	森住 武雄
		7	石山 法男	16	萩原 勝
		8	石川 勝也	17	伊藤 弘子
		9	水口 健二	18	石塚 郁志
		（ 欠席人数：なし ）			
事務局	（ 出席人数：5人 ）				
	農業委員会事務局長 齋藤 綱紀		農業委員会事務局次長 溝口 通明		
	農地振興担当主幹 三浦 邦明		農地振興担当主査 西 真輝		
	農地振興担当 主任 金子 昌行				
議事参与	（ 出席人数：2人 ）				
	農業振興課長 浜村 三博		開発調整課長 松本 正彦		
次第及び公開、一部公開、非公開の区分		日程1 農地法第3条（委員会）：公開 日程2 農地法第4条（知事）：公開 日程3 農地法第5条（知事）：公開 日程4 農地法第5条事業計画変更申請：公開 日程5 生産緑地法従事者証明：公開			

発 言 者	発言内容 ・ 決定事項
議長	<p>ただ今から2025年第12回総会を開会いたします。</p> <p>在任委員19名が出席しておりますので、春日部市農業委員会会議規則第6条の規定により総会は成立いたします。</p> <p>また、本日は議事参与者としまして、市長部局より環境経済部農業振興課、浜村三博課長、都市整備部開発調整課、松本正彦課長が出席しております。</p>
議長	<p>次に、運営委員会について伊藤委員長より報告がございます。</p>
委員長	<p>本日午前9時00分から運営委員会を開催いたしました。会議の内容ですが、議題として</p> <ul style="list-style-type: none"> (1) 農用地利用集積等促進計画(案)に関する意見について (2) 春日部市農業振興審議会委員の推薦について (3) 農業委員会視察研修について <p>のほか、その他として</p> <ul style="list-style-type: none"> (1) 農委だより第42号について (2) 親睦会からのお知らせ(会計・監査報告、情報交換会) <p>の5項目についての協議と、その他、意見交換を行いました。</p>
議長	<p>ありがとうございました。</p>
議長	<p>次に、都市計画審議会について、議席番号4番山崎勇喜委員より報告がございます。</p>
委員	<p>昨日12月24日水曜日、午前10時から市役所本庁舎2階202会議室において第51回春日部市都市計画審議会に出席しましたので報告いたします。会議の内容でございますが、審議事項が1件ございました。内容は「諮問第1号 春日部都市計画生産緑地地区の変更(春日部市決定)について」でございます。今年度は1つの生産緑地地区が全部解除となる予定でございます。このことにより、変更前の地区指定数は132地区、地区指定面積は24.38ヘクタールだったものが、変更後の地区指定数は131地区、地区指定面積は23.67ヘクタールとなるようでございます。</p>
議長	<p>ありがとうございました。</p>
議長	<p>ご報告いたします。お手元の事前審査一覧表をご覧ください。議案第1号、農地法第3条、申請番号54番については12月15日に取下書の提出がありましたので欠番となります。</p> <p>よって、本日の議題は</p>

日程1 議案第1号「農地法第3条(委員会)」1議案9件
 日程2 議案第2号「農地法第4条(知事)」1議案1件
 日程3 議案第3号「農地法第5条(知事)」1議案4件
 日程4 議案第4号「農地法第5条事業計画変更申請」1議案1件
 日程5 議案第5号「生産緑地法従事者証明」1議案1件
 日程6 議案第6号「農用地利用集積等促進計画(案)に関する意見について」1議案1件
 日程7 議案第7号「春日部市農業振興審議会委員の推薦について」1議案1件
 合計7議案となります。

議長 次に、会議規則第35条の規定により議事録に署名する委員を指名いたします。それでは議席番号2番飯島優子委員、3番齋藤昭雄委員、4番山崎勇喜委員を指名いたします。

議長 議事に入る前に申し上げます。発言の際は、挙手のうえ、指名されてから起立して議席番号及び氏名を述べてから発言をお願いします。

議長 次に事前審査の日程及び事前審査委員、農地利用最適化推進委員並びに議案の説明者につきましては、別紙一覧でお示しのとおりです。

議長 それでは、議事にはいります。日程1、議案第1号「農地法第3条(委員会)」を議題といたします。申請番号46番から53番及び55番について事務局より説明を求めます。

事務局 議案書1頁をご覧ください。議案第1号「農地法第3条(委員会)」について許可申請が9件ありましたので、審議を求めます。

はじめに、議案書1頁、申請番号46番、所有権移転。詳細は議案書のとおり。申請理由は新規就農による農地の所有権移転です。申請者は令和7年4月ごろから農業委員会に新規就農と農地取得に関する相談に訪れており、準備を進めながら6月に営農計画書が提出されました。その後、令和7年6月19日に農業委員会会長、職務代理、申請地の地区担当農業委員、県農林振興センター技術普及担当職員及び農業振興課職員が出席する新規就農者聴き取り会を行ったところです。提出された挙証書類を確認し、聴き取りを実施した上で出席した委員及び関係者と協議した結果、新規就農者としての要件を備えていることを確認しました。その後、譲渡人との調整が整ったため、今回の申請に至ったものです。案内図は1頁、詳細図は2頁となります。スクリーンをご覧ください。申請地となります。申請地7筆のうち、1筆ではナス、キュウリ、ブロッコリー、トマトを、4筆ではナス、ピーマンのほ

か、スイカやサツマイモを、残る2筆ではボカシ作りを行う計画です。次に農地法第3条調査書1頁をご覧ください。書類調査の結果、農地法第3条第2項各号に該当しないことを確認しました。また、農地法施行規則に基づく申請書が整っております。

次に、申請番号47番、所有権移転。詳細は議案書のとおり。申請理由は経営規模の拡大です。案内図は3頁、詳細図は4頁となります。スクリーンをご覧ください。申請地となります。ここでは果樹、野菜を作付ける計画です。次に農地法第3条調査書2頁をご覧ください。書類調査の結果、農地法第3条第2項各号に該当しないことを確認しました。また、農地法施行規則に基づく申請書が整っております。

次に、申請番号48番と49番は申請地が同一のため、一括して説明いたします。

はじめに、申請番号48番、贈与による所有権移転。詳細は議案書のとおり。次に、申請番号49番、贈与による所有権移転。詳細は議案書のとおり。申請理由は共有名義の申請地の持ち分を所有者間で変更するための所有権移転です。なお、申請地は市街化区域ですが、申請者の希望により地目を変えずに所有権移転したいとのことから3条許可申請があったものです。案内図は5頁、詳細図は6頁となります。スクリーンをご覧ください。申請地となります。ここでは稲作を行う計画です。次に農地法第3条調査書、申請番号48番は3頁を、申請番号49番は4頁をご覧ください。書類調査の結果、それぞれ農地法第3条第2項各号に該当しないことを確認しました。また、農地法施行規則に基づく申請書が整っております。

次に、申請番号50番、51番、52番は譲受人が同一なので一括して説明いたします。はじめに、申請番号50番、賃貸借権設定。詳細は議案書のとおり。次に、申請番号51番、使用貸借権設定。詳細は議案書のとおり。次に、申請番号52番、賃貸借権設定。詳細は議案書のとおり。申請理由は経営規模の拡大です。なお、申請番号50番と51番の譲渡人と譲受人は同一ですが、設定する権利が違う理由について代理人に確認しました。これらの農地は、譲受人が以前から利用権を設定して耕作していましたが、利用権の期限が到来したため、譲受人が中間管理権設定を提案したところ、譲渡人から「中間管理権10年の設定は長すぎるので、相談の結果、3年間の貸借となった」「譲渡人としては無償でもいいので耕作は続けてもらいたい」「譲受人から無償では申し訳ないので、条件の良い土地だけでも賃料を受け取ってもらいたいと考え、申請番号50番の2筆は賃貸借権を設定した」とのことです。申請番号50番の案内図は7頁、詳細図は8頁、申請番号51番の案内図は9頁から11頁、詳細図は12頁から14頁、申請番号52番の案内図は15頁、詳細図は16頁となります。スクリーンをご覧ください。申請地となります。ここではそれぞれ稲作を行う計画です。次に農地法第3条調査書、申請番号50番は5頁を、申請番号51番は6頁を、申請番号52

番は7頁をご覧ください。調査の結果、農地法第3条第2項各号に該当しないことと、農地所有適格法人の要件を満たしていることを確認しました。また、農地法施行規則に基づく申請書が整っております。

次に、議案書3頁、申請番号53番、贈与による所有権移転。申請理由は共有名義の申請地の持ち分を所有者間で変更するための所有権移転です。なお、申請地は市街化区域ですが、申請者の希望により地目を変えずに所有権移転したいとのことから、3条許可申請があったものです。案内図は17頁、詳細図は18頁となります。スクリーンをご覧ください。申請地となります。ここではネギ、小松菜を作付ける計画です。次に農地法第3条調査書8頁をご覧ください。調査の結果、保有農地に不適切な利用をしている場所があることから、農地法第3条第2項第1号については「許可に該当しない」となります。また、農地法施行規則に基づく申請書が整っております。

次に、申請番号55番、贈与による所有権移転。詳細は議案書のとおり。申請理由は贈与による所有権移転です。案内図は19頁、詳細図は20頁となります。スクリーンをご覧ください。申請地となります。ここでは1年目は黒豆を、2年目はおくらを作付ける計画です。次に農地法第3条調査書9頁をご覧ください。書類調査の結果、農地法第3条第2項各号に該当しないことを確認しました。また、農地法施行規則に基づく申請書が整っております。

議長

おはかりいたします。はじめに推進委員より意見を求め、次に事前審査委員より報告を求めたいと思います。これにご異議ございませんか。

(なしの声あり)

議長

異議なしと認めます。はじめに、申請番号46番について担当地区の岩本利夫推進委員より意見を求めます。

推進委員

第2地区推進委員の岩本利夫です。申請番号46番について報告いたします。令和7年12月11日に市川会長、石川農業委員、関根推進委員及び私の4名で申請地の現地調査等を実施したところ、問題は無く、農地法第2条の2で定められた農地の農業上の適正かつ効率的な利用が確保されていることが確認できました。以上のことから問題なし、と意見を述べ、報告いたします。

議長

次に、申請番号47番及び50番から52番について担当地区の横川浩之推進委員より意見を求めます。

推進委員

第3地区推進委員の横川浩之です。申請番号47番及び50番から52番

	<p>について報告いたします。令和7年12月10日に水口農業委員、岡田農業委員、石井推進委員及び私の4名で申請地の現地調査等を実施したところ、問題は無く、農地法第2条の2で定められた農地の農業上の適正かつ効率的な利用が確保されていることが確認できました。以上のことから問題なし、と意見を述べ、報告いたします。</p>
議長	<p>次に、申請番号48番、49番及び53番について担当地区の朝倉廣司推進委員より意見を求めます。</p>
推進委員	<p>第1地区推進委員の朝倉廣司です。はじめに、申請番号48番、49番について一括して報告いたします。令和7年12月12日に山崎農業委員、飯島農業委員、中村推進委員、及び私の4名で申請地及び保有農地の現地調査等を実施したところ、問題は無く、農地法第2条の2で定められた農地の農業上の適正かつ効率的な利用が確保されていることが確認できました。以上のことから問題なし、と意見を述べ、報告いたします。</p> <p>次に、申請番号53番について報告いたします。申請地及び保有農地の現地調査等を実施したところ、申請地は問題無かったものの、保有農地の一部に砂利が敷かれ、隣接する駐車場の出入り口に使用されていた、と思われる場所がありました。以上のことから、農地法第2条の2で定められた農地の農業上の適正かつ効率的な利用が確保されていることが確認できなかったため問題あり、と意見を述べ、報告いたします。</p>
議長	<p>次に、申請番号55番について担当地区の金子正之推進委員より意見を求めます。</p>
推進委員	<p>第4地区推進委員の金子正之です。申請番号55番について報告いたします。令和7年12月9日に伊藤職務代理、岡本農業委員、石山農業委員、森住農業委員、横井推進委員、上原推進委員、齋藤推進委員及び私の8名で申請地及び保有農地の現地調査等を実施したところ、問題は無く、農地法第2条の2で定められた農地の農業上の適正かつ効率的な利用が確保されていることが確認できました。以上のことから問題なし、と意見を述べ、報告いたします。</p>
議長	<p>次に、申請番号46番の新規就農の聴き取り調査の結果について議席番号8番石川勝也委員より報告を求めます。</p>
委員	<p>議席番号8番石川勝也です。申請番号46番について新規就農に関する聴き取り調査の報告をします。令和7年6月19日に行われた聴き取り調査に、私も地区の担当委員として出席いたしました。聴き取り調査では、はじ</p>

めに申請者から就農に至る経緯の説明がありました。申請者は以前、大病をわずらったときに、無農薬野菜を食べて治癒したことから無農薬野菜に興味を持ったそうです。回復してからは無農薬野菜を栽培する団体に属し、そのメンバーの農地で耕作を行ってきましたが、このたび自宅の近所に自ら農地を所有し耕作したいと考え、新規就農の申請を行った、とのことでした。次に、今後の営農計画等について説明を受けました。申請地における作付ですが、自宅周囲の約2反の農地でナス、ピーマン、サツマイモ、ジャガイモを作付けするほか、一部は堆肥作りの場所も設ける、とのことでした。次に、農機具の状況についてですが、耕運機1台、草刈機1台を購入予定、とのことでした。次に、今後の出荷形態についてですが、当面は多方面にサンプルを配布し、お客様に定期購入してもらったり、イベントで出店し、自主販売を考えている、とのことでした。聴き取り参加者との質疑応答の中では「就農にかかる労働力の確保はどのように考えているか」尋ねたところ「申請者とその母親のほか、協力者が10人くらいいるので交代で来てもらう」との回答でした。また参加者からは「無農薬や無化学肥料による作付は、雑草の問題で周囲の一般的な農家とトラブルになりやすいので気をつけるように」とアドバイスがあり、申請者は「わかりました」との回答でした。その他、いくつかの質疑応答と確認事項はありましたが、これらのことを踏まえた上、聴き取り調査の結果、申請者は新規就農者として問題なし、と判断いたしました。以上のことから農地法3条による所有権の移転についても問題なし、と意見を述べ、報告いたします。

議長

次に、事前審査委員より報告を求めます。議席番号5番中山雅博委員より申請番号46番から49番の事前審査の報告を求めます。

委員

議席番号5番中山雅博です。はじめに申請番号46番について事前審査の報告をします。日時、事前審査委員等はお示ししたとおりです。申請地及び申請人保有農地について担当地区推進委員に意見を求めたところ、問題はなく、農地法第2条の2で定められた農地の農業上の適正かつ効率的な利用が確保されている、と報告を受けました。次に、事務局から譲受人が新規就農申請を行った経緯と、新規就農聴き取り会についての説明がありました。新規就農聴き取り会の様子は事前審査では事務局から報告があったほか、先ほど石川委員からも報告があったとおりです。このように申請者の就農に至る経緯、今後の営農計画を確認できたことから、譲受人が農地を所有することは問題ないと考えております。以上のことから、事前審査委員4人の合議により許可、と決しました。

次に、申請番号47番から49番について一括して報告します。申請地及び申請人保有農地について担当地区推進委員に意見を求めたところ、問題はなく、農地法第2条の2で定められた農地の農業上の適正かつ効率的な利用

が確保されている、と報告を受けました。以上のことから、事前審査委員4人の合議により全て許可、と決しました。

議長

次に、議席番号6番岡本勉委員より申請番号50番から53番及び55番の事前審査の報告を求めます。

委員

議席番号6番岡本勉です。はじめに、申請番号50番から52番について譲受人が同一なので、一括して事前審査の報告をします。日時、事前審査委員等はお示ししたとおりです。申請地及び申請人保有農地について担当地区推進委員に意見を求めたところ、問題はなく、農地法第2条の2で定められた農地の農業上の適正かつ効率的な利用が確保されている、と報告を受けました。以上のことから、事前審査委員4人の合議により全て許可、と決しました。

次に、申請番号53番について報告します。申請地及び申請人保有農地について担当地区推進委員に意見を求めたところ、申請地は問題無かったものの、保有農地の一部に砂利が敷かれ、隣接する駐車場の出入り口に使用されていたと思われる場所があった、と報告がありました。事前審査における現地調査を実施したところ、申請地は農地として利用されていることが確認できたものの、問題ありと報告のあった保有農地については、一部に砂利が敷かれ、不適切な状況であることを確認しました。事務局が代理人に対し、これらの状況について確認したところ「改善については申請人の親族間で協議が必要であり、総会までに農地に復することは難しい」との回答だった、とのことです。そのため、今後の改善の状況等について確認を行い、その結果を元に、審議を再開するのが望ましいと考えております。以上のことから、事前審査委員4人の合議により継続審議、と決しました。

次に、申請番号55番について報告します。申請地及び申請人保有農地について担当地区推進委員に意見を求めたところ、問題はなく、農地法第2条の2で定められた農地の農業上の適正かつ効率的な利用が確保されている、と報告を受けました。以上のことから、事前審査委員4人の合議により許可、と決しました。

議長

これより質疑を求めます。発言のある方は挙手を願います。

委員

はい、議長。

議長

岡田委員、発言を許します。

委員

議席番号10番の岡田です。申請番号55番について事務局にお尋ねいたします。申請理由が贈与による所有権移転との説明がありましたが、譲受人

と譲渡人の関係についてご説明をお願いします。

議長 事務局、回答をお願いします。

事務局 ただ今のご質問にお答えいたします。譲渡人は2年前まで申請地の耕作を行っていましたが、その後、申請地の隣地を所有している譲受人に耕作を依頼したという経緯がございます。その後、正式に譲渡することとなったため、この度の申請に至ったと伺っております。

委員 はい、議長。

議長 岡田委員、発言を許します。

委員 議席番号10番の岡田です。今の説明で譲渡人と譲受人が親族では無いことが分かりましたので、大丈夫です。

議長 他に発言のある方は挙手願います。

(質問、意見なし)

議長 質疑なしと認め、質疑を終結します。おはかりいたします。はじめに、申請番号53番について、事前審査委員より継続審議、と報告がありました。次に、申請番号46番から52番及び55番について、事前審査委員より許可、と報告がありました。よって、はじめに、申請番号53番、次に、申請番号46番から52番及び55番を別々に審議することに異議ございませんか。

(なしの声あり)

議長 異議なしと認めます。採決にはいります。はじめに、申請番号53番を事前審査委員の報告のとおり継続審議、とすることに賛成の委員の起立を求めます。

(全員起立)

議長 起立全員です。よって、議案第1号「農地法第3条(委員会)」申請番号53番を事前審査委員の報告のとおり継続審議、と決定しました。担当農業委員は引き続き調査をお願いいたします。

議長	<p>次に、申請番号46番から52番及び55番を事前審査委員の報告のとおり許可、とすることに、賛成の委員の起立を求めます。</p> <p>(全員起立)</p>
議長	<p>起立全員です。よって、議案第1号「農地法第3条(委員会)」申請番号46番から52番及び55番を事前審査委員の報告のとおり許可、と決定しました。</p>
議長	<p>次に、日程2、議案第2号「農地法第4条(知事)」を議題といたします。申請番号15番について事務局より説明を求めます。</p>
事務局	<p>議案書4頁をご覧ください。議案第2号「農地法第4条(知事)」について許可申請が1件ありましたので、審議を求めます。</p> <p>申請番号15番、詳細は議案書のとおり。申請理由は駐車場の設置です。申請地の隣地にある貸農園の利用者と近隣住民から駐車場設置の要望があったため、転用申請したものです。駐車場には貸農園利用者3台分、近隣住民用4台分の計7台を駐車する予定です。案内図は21頁、詳細図は22頁となります。現地はスクリーンをご覧ください。農用地でないことは確認済みです。農地の転用については該当する土地改良区発行の支障無い旨の意見書が添付されております。接続道路は東側の道路に接続しています。被害防除措置は周囲が申請者の保有農地のため、ありません。雨水は砂利敷きのため敷地内浸透処理です。資金計画については自己資金で、預金通帳の写しが添付されています。申請書は整い、農地区分は、申請地周辺は集团的農地が10ヘクタール未満であり、第2種農地と考えます。</p>
議長	<p>次に、申請番号15番について、担当地区の朝倉廣司推進委員より意見を求めます。</p>
推進委員	<p>第1地区推進委員朝倉廣司です。申請番号15番について報告いたします。令和7年12月12日に山崎農業委員、飯島農業委員及び私の3名で申請地及び保有農地の現地調査等を実施しました。その結果、問題はなく、農地法第2条の2で定められた農地の農業上の適正かつ効率的な利用が確保されていることが確認できました。以上のことから問題なし、と意見を述べ、報告いたします。</p>
議長	<p>次に、事前審査委員より報告を求めます。議席番号5番 中山雅博委員より申請番号15番の事前審査の報告を求めます。</p>

委員	議席番号5番中山雅博です。申請番号15番について事前審査の報告をします。日時、事前審査委員等はお示したとおりです。申請地及び保有農地について担当地区推進委員に意見を求めたところ、問題はなく、農地法第2条の2で定められた農地の農業上の適正かつ効率的な利用が確保されている、との報告を受けました。申請地の現地調査を実施したところ、問題は無く、周辺農地に及ぶ影響も無いと思われます。以上のことから、事前審査委員4人の合議により許可相当、とすることと決しました。
議長	これより質疑を求めます。発言のある方は挙手願います。
委員	はい、議長。
議長	伊藤委員、発言を許します。
委員	議席番号17番の伊藤です。申請地についてお尋ねします。先ほど、現地写真を見せていただきましたが、奥の方に水色のものが見えましたが、それは何だったのか再度説明をお願いします。
議長	事務局、回答をお願いします。
事務局	ただ今のご質問にお答えいたします。水色に見えたものは防草シートです。
委員	はい、議長。
議長	伊藤委員、発言を許します。
委員	今の説明で分かりました。
議長	他に発言のある方は挙手願います。 (質問、意見なし)
議長	質疑なしと認め、質疑を終結します。採決にはいります。申請番号15番を事前審査委員の報告のとおり許可相当、とすることに、賛成の委員の起立を求めます。 (全員起立)

議長	<p>起立全員です。よって、議案第2号「農地法第4条（知事）」申請番号15番を事前審査委員の報告のとおり許可相当、と意見を付して県知事に送付いたします。</p>
議長	<p>次に、日程3議案第3号「農地法第5条（知事）」を議題といたします。申請番号76番から79番について事務局より説明を求めます。</p>
事務局	<p>議案書5頁をご覧ください。議案第3号「農地法第5条（知事）」について許可申請が4件ありましたので、審議を求めます。</p> <p>はじめに、議案書5頁、申請番号76番、所有権移転。詳細は議案書のとおり。申請法人は太陽光発電開発を営んでおり、転用計画は太陽光発電設備の設置です。譲渡人の休耕地を活用して今後も不足する電力を生み出すクリーンエネルギー事業を行う計画です。案内図は23頁、詳細図は24頁となります。現地はスクリーンをご覧ください。農用地でないことは確認済みです。農地の転用については該当する土地改良区発行の支障ない旨の意見書が添付されています。接続道路は南側の道路に接続しています。被害防除措置として畦板を設置します。雨水は敷地内浸透処理です。資金計画については自己資金で、金融機関発行の残高証明書が添付されています。農地転用に係る事業計画の内容が開発行為を伴うため、本申請と同時に開発申請手続きがされています。申請書は整い、農地区分は、申請地周辺は集团的農地が10ヘクタール未満であり、第2種農地と考えます。</p> <p>次に申請番号77番、所有権移転。詳細は議案書のとおり。転用計画は自己用住宅を建築するため、市街化調整区域に長期居住する者の親族のための自己用住宅に該当します。案内図は25頁、詳細図は26頁となります。現地はスクリーンをご覧ください。農用地からの除外は確認済みです。農地の転用については該当する土地改良区発行の支障ない旨の意見書が添付されています。接続道路は北側の道路に接続しています。被害防除措置としてコンクリートブロックを設置します。雨水は敷地内浸透処理です。生活排水は下水本管に区域外放流する計画で、市の制限行為許可書が添付されています。資金計画については金融機関からの融資で、金融機関発行の住宅ローン事前審査結果の写しが添付されています。農地転用に係る事業計画の内容が開発行為を伴うため、本申請と同時に開発申請手続きがされています。申請書は整い、農地区分は、申請地周辺は集团的農地が10ヘクタール未満であり、第2種農地と考えます。</p> <p>次に、申請番号78番、所有権移転。詳細は議案書のとおり。申請者は個人事業として建設業を営んでおり、転用計画は資材置場の設置です。自己所有のビルの維持管理を行うほか、一般向けリフォーム工事を請け負っています。現在、自己所有の資材置き場に資材を置き、事業を営んでいますが、手狭なこと、解体資材や建材等の保管場所が十分でないことから、新たに設置</p>

を計画したものです。新設する資材置き場には解体資材、木材、ボード、トイレ、浴槽の他、軽自動車4台を置く計画です。なお、今までの資材置場は引き続き使用する、とのことです。案内図は27頁、詳細図は28頁となります。現地はスクリーンをご覧ください。農用地でないことは確認済みです。農地の転用については該当する土地改良区発行の支障ない旨の意見書が添付されています。接続道路は南側の道路に接続しています。被害防除措置としてコンクリートブロックを設置します。雨水は砂利敷きのため、敷地内浸透処理です。資金計画については自己資金で、金融機関発行の残高証明書が添付されています。申請書は整い、農地区分は、街区の面積に占める宅地化率40%の区域内にある農地であり、第3種農地と考えます。

次に、議案書6頁、申請番号79番、所有権移転。詳細は議案書のとおり。申請法人は社会福祉法人で、転用計画は特別養護老人ホームの設置です。以前から申請地の隣地でデイサービスやショートステイなどの介護事業を営んでいましたが、地域で特別養護老人ホームの待機者が多いこと、既存の介護事業施設と連携したサービスの提供する体制を整えたいと考え、隣接する非農地89㎡を併せて29床の特別養護老人ホームを設置する計画です。案内図は29頁、詳細図は30頁となります。現地はスクリーンをご覧ください。農用地でないことは確認済みです。農地転用については該当する土地改良区発行の支障ない旨の意見書が添付されています。接続道路は東側の道路に接続しています。被害防除措置としてコンクリートブロックを設置します。雨水は貯留施設に貯留後、既設道路側溝に放流する計画です。生活排水は合併処理浄化槽で処理後、既設道路側溝に放流する計画で、該当する土地改良区発行の排水放流許可書が添付されています。資金計画については県補助金、自己資金及び福祉貸付資金からの借入れで対応する計画ですが、自己資金については金融機関発行の残高証明書が添付されているものの、県補助金の内示書及び福祉貸付資金の融資証明書の添付が無いため、代理人に確認したところ、それぞれ1月中旬に発行見込み、とのことです。農地転用に係る事業計画の内容が開発行為を伴うため、本申請と同時に開発申請手続きがされています。申請書は整い、農地区分は、申請地周辺は集团的農地が10ヘクタール未満であり、第2種農地と考えます。

議長

次に、事前審査委員より報告を求めます。議席番号7番 石山法男委員より申請番号76番から79番の事前審査の報告を求めます。

委員

議席番号7番石山法男です。はじめに、申請番号76番、77番について事前審査の報告をします。日時、事前審査委員等はお示ししたとおりです。事前審査における申請地の現地調査を実施したところ、問題は無く、周辺農地に及ぶ影響も無いと思われまます。申請についても問題は無いことから、事前審査委員4人の合議により許可相当、とすることと決しました。

次に、申請番号78番について事前審査の報告をします。事前審査における申請地の現地調査を実施したところ、農地の一部にコンクリートが敷かれていることを確認しました。事前審査終了後、事務局が代理人に対し、この状況について確認したところ「速やかに農地に復します」との回答だった、とのことです。その後、12月23日に代理人から事務局あてに連絡があり、「現地はコンクリートを撤去し、農地に復した」と報告がありました。事務局職員が現地を確認したところ、代理人の報告のとおり、コンクリートは撤去され、農地に復していた、と事務局より報告を受けています。このことから、問題は解消したと考えております。申請についても問題は無いことから、事前審査委員4人の合議により許可相当、とすることと決しました。

次に、申請番号79番について事前審査の報告をします。事前審査における申請地の現地調査を実施したところ、問題は無く、周辺農地に及ぶ影響も無いと思われます。しかしながら、事務局からの説明にもあったとおり、資金計画については県補助金、自己資金及び福祉貸付資金からの借入れで対応する計画ですが、自己資金については金融機関発行の残高証明書が添付されているものの、県補助金の内示書及び福祉貸付資金の融資証明書の添付が無いため、代理人に確認したところ、それぞれ1月中旬に発行見込みとのことです。以上のことから、埼玉県の審査にあたっては「県補助金の内示書及び福祉貸付資金の融資証明書の提出を確認すること」と条件を付して事前審査委員4人の合議により許可相当、とすることと決しました。

議長

これより質疑を求めます。発言のある方は挙手願います。

(質問、意見なし)

議長

質疑なしと認め、質疑を終結します。おはかりいたします。、申請番号79番について、事前審査委員より「許可相当とし、ただし条件を付す必要がある」と報告がありました。よって、はじめに、申請番号79番、次に申請番号76番から78番を別々に審議することに異議ございませんか。

(なしの声あり)

議長

異議なしと認めます。採決にはいります。はじめに、申請番号79番を「許可相当とし、ただし事前審査委員の報告のとおり、条件を付する」ことに賛成の委員の起立を求めます。

(全員起立)

議長

起立全員です。よって、議案第3号「農地法第5条(知事)」申請番号79

番を事前審査委員の報告のとおり「許可相当とし、ただし条件を付して」県知事に送付いたします。

議長

次に、申請番号76番から78番を事前審査委員の報告のとおり許可相当、とすることに賛成の委員の起立を求めます。

(全員起立)

議長

起立全員です。よって、議案第3号「農地法第5条(知事)」申請番号76番から78番を事前審査委員の報告のとおり許可相当、と意見を付して県知事に送付いたします。

議長

次に、日程4、議案第4号「農地法第5条事業計画変更申請」を議題といたします。申請番号2番について事務局より説明を求めます。

事務局

議案書7頁をご覧ください。議案第4号「農地法第5条事業計画変更申請」について申請が1件ありましたので、審議を求めます。

申請番号2番、使用貸借権設定。詳細は議案書のとおり。この案件は、農地改良を行うため、令和7年7月4日付で申請、令和7年8月15日付で許可となった農地改良工事の事業計画内容を変更するものです。転用計画は、農地改良工事で、申請地6筆のうち、水田の3筆は周辺の圃場整備が進んでおらず、地形上、機械による一体的な耕作が難しいことから、農地改良を行い、畑とする計画とのことです。残る畑地の3筆は先ほど説明した隣接地の水田のかさ上げにより、申請地との間に地盤の段差が生じ、機械による一体的な耕作が難しいことから、最低限のかさ上げを行う計画とのことです。計画変更の理由ですが、申請地6筆のうち1筆は当初予定していた農地改良は行わず、盛土せずに農地に復すこと、また工事期間中は車両等の搬入路として使用するため、計画変更申請を行った、とのことです。なお、今回の計画変更内容については、埼玉県春日部農林振興センターと協議済とのことです。案内図は31頁、詳細図は32頁から34頁となります。現地はスクリーンをご覧ください。資金計画等については変更ありません。申請書は整い、農地区分は、申請地周辺は集团的農地が10ヘクタール未満であり、第2種農地と考えます。

議長

次に、事前審査委員より報告を求めます。議席番号7番石山法男委員より申請番号2番の事前審査の報告を求めます。

委員

議席番号7番石山法男です。申請番号2番について事前審査の報告をします。日時、事前審査委員等はお示ししたとおりです。申請についても問題は

無く、周辺農地に及ぶ影響も無いと思われま。また事業計画変更理由についても関係庁からの指導を受けており、やむを得ないもの、と考えま。以上のことから、事前審査委員4人の合議により承認する、ことと決ましました。

議長

これより質疑を求めま。発言のある方は挙手願いま。

(質問、意見なし)

議長

質疑なしと認め、質疑を終結しま。採決にはいりま。申請番号2番を事前審査委員の報告のとおり承認することに、賛成の委員の起立を求めま。

(全員起立)

議長

起立全員です。よって、議案第4号「農地法第5条事業計画変更申請」、申請番号2番を、事前審査委員の報告のとおり承認する、ことと決定ましました。

議長

次に、日程5、議案第5号「生産緑地法従事者証明」を議題といたしま。申請番号6番について事務局より説明を求めま。

事務局

議案書の8頁をご覧ください。議案第5号「生産緑地法従事者証明」について証明願が1件ありましたので審議を求めま。この「生産緑地に係る農業の主たる従事者についての証明書」とは、生産緑地地区で主に農業を営む者が死亡、または一定の故障が生じたことにより、農業の継続が困難になつた場合に、申請者が市に生産緑地の買い取りを申し出をする際に必要な証明書で、死亡、または故障した者が農業に従事していたことを証明するものです。

はじめに、議案書8頁、申請番号6番特定生産緑地地区第61号の一部です。詳細は議案書のとおり。案内図は35頁及びスクリーンをご覧ください。申請理由は対象者がこれまで農業を営んでおりましたが、令和7年9月18日に死亡したことにより、申請人が農業を続けられないため、この度の申請に至つたものです。

議長

次に、申請番号6番について担当地区の小川優推進委員より意見を求めま。

推進委員

第2地区推進委員小川優です。申請番号6番について報告いたしま。令和7年12月11日に川鍋農業委員、加藤農業委員、大塚推進委員、及び私の4名で申請地の現地調査等を実施したところ、問題は無く、以前から農地

法第2条の2で定められた農地の農業上の適正かつ効率的な利用が確保されていることが確認できました。以上のことから問題なし、と意見を述べ、報告といたします。

議長 次に、事前審査委員より報告を求めます。議席番号7番石山法男委員より申請番号6番の事前審査の報告を求めます。

委員 議席番号7番石山法男です。申請番号6番について事前審査の報告をします。日時、事前審査委員等はお示ししたとおりです。担当地区推進委員に意見を求めたところ、問題は無く農地法第2条の2で定められた農地の農業上の適正かつ効率的な利用が確保されている、と報告を受けました。以上のことから、事前審査委員4人の合議により証明する、とすることと決しました。

議長 これより質疑を求めます。発言のある方は挙手願います。

(質問、意見なし)

議長 質疑なしと認め、質疑を終結します。採決にはいります。申請番号6番を、事前審査委員の報告のとおり証明することに、賛成の委員の起立を求めます。

(全員起立)

議長 起立全員です。よって、議案第5号「生産緑地法従事者証明」申請番号6番を事前審査委員の報告のとおり証明する、ことと決定しました。

議長 次に、日程6、議案第6号「農用地利用集積等促進計画(案)に関する意見について」を議題といたします。事務局より説明を求めます。

事務局 議案書9頁をご覧ください。議案第6号「農用地利用集積等促進計画(案)に関する意見について」ご説明いたします。春日部市長より農地中間管理事業の推進に関する法律第19条第3項の規定により、農用地利用集積等促進計画の案について意見を求められたので、審議を求めるものです。11月26日に農業委員に説明し、12月8日まで意見の聴取を依頼しましたが、意見はありませんでした。よって、議案書10頁のとおり「特になし」として春日部市長あて回答してよいか、ご審議お願いいたします。

議長 これより質疑を求めます。発言のある方は挙手願います。

(質問、意見なし)

議長

質疑なしと認め、質疑を終結します。採決にはいりません。議案第6号「農用地利用集積等促進計画（案）に関する意見について」を原案のとおり決定することに賛成の委員の起立を求めます。

(全員起立)

議長

起立全員です。よって、議案第6号「農用地利用集積等促進計画（案）に関する意見について」を原案のとおり決定し、春日部市長に報告いたします。

議長

次に、日程7、議案第7号「春日部市農業振興審議会委員の推薦について」を議題といたします。事務局より説明を求めます。

事務局

議案書15頁をご覧ください。議案第7号「春日部市農業振興審議会委員の推薦について」推薦依頼がありましたので、審議を求めます。春日部市農業振興審議会は、春日部市の農業の振興に関し必要な事項を審議するため設置された附属機関で、審議会の主な内容は、農業振興地域整備計画の変更を行う場合、変更する案件が適正かどうかを審議するものです。現在、農業委員会から2名の委員を推薦しておりますが、現在の委員の任期が令和8年1月31日で満了となることから、春日部市長からの依頼を受け、改めて春日部市農業振興審議会委員を推薦するもので、任期は令和8年2月1日から令和10年1月31日までの2年間でございます。先月の全員協議会での互選の結果、議案書16頁にお示しのとおり、現在の審議会委員である岡本委員及び新井委員を引き続き推薦したいと考えております。ご審議をお願いいたします。

議長

これより質疑を求めます。発言のある方は挙手願います。

(質問、意見なし)

議長

質疑なしと認め、質疑を終結します。採決にはいりません。議案第7号「春日部市農業振興審議会委員の推薦について」を原案のとおり決定することに賛成の委員の起立を求めます。

(全員起立)

議長

起立全員です。よって、議案第7号「春日部市農業振興審議会委員の推薦

	<p>について」を原案のとおり決定し、春日部市長に報告いたします。</p>
議長	<p>次に 日程 8 報告第 1 号「農地法第 3 条の 3（相続等による権利移動）」 日程 9 報告第 2 号「農地法第 4 条（届出）」 日程 10 報告第 3 号「農地法第 5 条（届出）」 につきましては、議案書の 20 頁から 25 頁にお示しのとおりです。</p>
議長	<p>ここで、報告第 3 号について、事務局より発言を求められておりますので、これを許します。</p>
事務局	<p>議案書 25 頁をご覧ください。報告第 3 号「農地法第 5 条（届出）」のうち申請番号 71 番、72 番について補足説明をさせていただきます。これは農地改良に伴う農地の一時転用に関する届出であり、71 番、72 番の 2 件が代理人より同時に提出されました。スクリーンをご覧ください。71 番、72 番の農地はそれぞれ大字が異なっておりますが、農地の場所を確認すると、道をはさんだ隣接農地でした。事務局では、渡人、受人がそれぞれ同一であること、届出の農地が近接していること、また 2 か所の面積を合計すると 1,000 m²を超えることから、届出ではなく 5 条許可申請による一時転用ではないかとの疑義が生じました。そこで埼玉県農林振興センターに事前協議をしたところ、二つの農地は近接しているものの、水路と道路を挟んでおり、一体利用とまでは言えないことから、別々の届出として扱って差し支えないとの回答でした。代理人宛てに確認すると「二つの農地は別々のものと考えており、工期も 1 か月掛からない見込みである」とのことでした。事務局といたしましては、この 2 件の届出は 5 条届出か、5 条許可申請かの判断に疑義があるものの、埼玉県農林振興センターの事前協議の結果を元に、届出として処理することといたしました。なお、届出の農地改良の工期は 1 か月以内と決められていることから、事務局でも期間内の施行を確認いたしますので、担当地区の農業委員、推進委員の皆様にも、施工中は注視していただきますようお願いいたします。以上、報告第 3 号「農地法第 5 条（届出）」についての補足説明でございました。</p>
議長	<p>このことについて、発言のある方は挙手願います。</p> <p>（質問、意見なし）</p>
議長	<p>無いようですので、次に移ります。</p>
議長	<p>次に</p>

日程 1 1、報告第 4 号「農地法第 1 8 条（通知）」
 日程 1 2 報告第 5 号「違反転用事案報告について」
 につきましては、議案書の 2 6 頁から 2 8 頁にお示しのとおりです。

議長

ここで、報告第 5 号について、事務局より発言を求められておりますので、これを許します。

事務局

議案書 2 7 ページをご覧ください。報告第 5 号「違反転用事案報告について」の対応状況について報告させていただきます。違反転用として掲載されている事案につきましては、埼玉県に報告したものを記載しております。この事案の対応には、埼玉県の定める「違反転用に係る事務処理要領」に基づき、県に報告した後も、引き続き農業委員会は、現地調査、事情聴取、是正指導等を行うものとされています。

このことに基づき、事務局では違反転用事案について、継続して調査及び是正指導を行っているところですが、今年度につきましては、現時点で地権者と現況の状態が確認できている 1 0 件について、1 2 月 1 9 日に指導文書を発送いたしました。今回の指導文書の内容は「単に改善を求める」ものだけでなく、強く是正を求める文面を加えておりまして、内容的には、違反転用状態を継続していた場合には、

- 新たに農地を借りたり所有権を移転することができない
（農地法二条の二）
- 所有する農地に住宅を建てるなど転用することができない
（農地法四条及び五条）
- 違反転用地の移転登記をすることができない（農地法四条及び五条）
- 違反転用した土地を取得若しくは相続した方は、違反転用を引き継ぐことになる（農地法四条及び五条）

といった違反者に対するペナルティを具体的に文章に加えて示すなど、以前よりも強めの指導内容となっております。次に、残る 3 4 件の事案については、所有者が行方不明、あるいは死亡など一定の調査が必要なものでございますので、しかるべき調査の上、速やかに地権者に対して是正指導を行ってまいります。違反転用事案につきましては、各地区の農業委員、推進委員の皆様にも、パトロールの際などに現地の状況確認をお願いすることがございますが、今後も情報提供等にご協力いただきますようお願いいたします。

議長

このことについて、発言のある方は挙手願います。

（質問、意見なし）

議長

無いようですので、次に移ります。

議長

次に、配布資料につきましては、お手元の資料のとおりです。

議長

次に、その他でございますが、何かありますか。

議長

次に、次回日程及び次回事前審査につきましては、事務連絡にてお示しのとおりです。

議長

本日の議案の審議ならびに報告等はすべて終了いたしました。

議長

以上をもちまして、2025年第12回総会を閉会いたします。

議事の顛末・概要を記載し、その相違なきことを証するためここに署名する。

令和7年 月 日

署名者の職・氏名

議長 会長 _____

農業委員 2番 _____

農業委員 3番 _____

農業委員 4番 _____